

京都市区役所事務分掌規則等の一部を改正する規則を公布する。

平成25年7月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第25号

京都市区役所事務分掌規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「京都市母子家庭等医療費支給条例」を「京都市ひとり親家庭等医療費支給条例」に改める。

- (1) 京都市区役所事務分掌規則第6条福祉部の款福祉介護課の項第13号
- (2) 京都市区役所支所事務分掌規則第6条福祉部の款福祉介護課の項第13号
- (3) 京都市区役所出張所事務分掌規則第5条第2項第34号
- (4) 京都市事務分掌規則第12条生活福祉部の款地域福祉課の項第11号

附 則

この規則は、平成25年8月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)